

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<成功報酬> 当該求職者の就職後1ヶ月間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の $\underline{\quad 400 \quad} \%$ 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、本人の責めに帰すべき事由により退職（解雇を含む）した場合で、雇用契約において定めた労働条件と実際に業務に従事した際の労働条件とが異なっていない場合、次の区分に応じた金銭の返還を請求することができる制度です。

雇用契約締結後		1週間未満	100%
雇用契約締結後	1週間以上	～ 1ヶ月未満	80%
雇用契約締結後	1ヶ月以上	～ 3ヶ月未満	60%
雇用契約締結後	3ヶ月以上	～ 4ヶ月未満	40%
雇用契約締結後	4ヶ月以上	～ 5ヶ月未満	20%
雇用契約締結後	5ヶ月以上	～ 6ヶ月未満	10%
雇用契約締結後		6ヶ月以上	0%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。